

委員会審議シート

1. 懲罰対象者であることの確認

審議に諮られた者が懲罰対象者であるかを確認します。

氏名又は団体名	(読み仮名)
年齢	歳 (生年月日: 年 月 日)
住所	〒
JFA 登録	■ 指導者登録番号: _____ (S 級・A 級・B 級・C 級・D 級・キッズリーダー) ■ チーム名: _____ (第1種・第2種・第3種・第4種・女子・シニア) ■ チーム内役職: (チーム代表・監督・コーチ・その他 (_____)) ■ 審判登録番号: R _____

※懲罰規程第2条〔対象者〕:(行為時に下記のいずれか該当しなければなりません)

加盟団体、加盟チーム、選手等(登録選手、登録指導者、登録審判、協会・加盟団体・加盟チームの役職員その他関係者)、仲介人、仲介人の所属法人

2. 懲罰対象行為(認定事実)の検討

調査内容に基づき、実際に行われた行為を委員会として認定します。

被疑事実	懲罰対象者の発言内容		証拠	事実認定の有無
	認否	発言内容		

3. 懲罰を科す根拠条項の確認

事実認定した行為が具体的に懲罰規程のいずれの条項に抵触するかを確認します。

規律事案	懲罰規程〔別紙1〕および〔別紙2〕
裁定事案	①懲罰規程第34条〔違反行為〕 本協会の各種規程・規則に違反したとき／本協会の指示命令に従わなかったとき／本協会、加盟団体、加盟チーム又は選手等の名誉又は信用を毀損する行為を行ったとき／本協会又は加盟団体の秩序風紀を乱したとき／刑罰法規に抵触する行為を行ったとき／加盟団体、加盟チーム又は選手等に対し、その職務に関して不正な利益を供与し、申込み、要求し又は約束したとき／加盟団体、加盟チーム又は選手等が、その職務に関して脱税その他不正な経理を行った場合
	②〔別紙3〕『指導に関連した懲罰基準』(指導中の暴言暴力事案の場合)

※上記のいずれにも該当しない場合には懲罰を科すことができません。

4. 懲罰種類の検討

事実認定した行為に対する懲罰の種類を検討します。

個人に対する懲罰	戒告／譴責／罰金／社会奉仕活動／没収／賞の返還／一定数、一定期間、無期限又は永久的な公式試合の出場停止／公的職務の一時的、無期限又は永久的な停止・禁止・解任／一定期間、無期限又は永久的なサッカー関連活動の停止・禁止／除名
団体・チームに対する懲罰	戒告／譴責／罰金／没収／賞の返還／再試合／試合結果の無効（事情により再戦を命ずる）／得点又は勝ち点の減点又は無効／得点を3対0として試合を没収（ただし、すでに獲得された得失点差の方が大きい場合には、大きい方を有効とする）／観衆のいない試合の開催／中立地における試合の開催／一定数、一定期間、無期限又は永久的な公式試合の出場停止／一定期間、無期限又は永久的な公的業務の全部又は一部の停止／）下位ディビジョンへの降格／競技会への参加資格の剥奪／新たな選手の登録禁止／除名

※上記以外の懲罰を科すことはできません。併科は可能です。

※原則としてアマチュアの選手等に対しては罰金を科せません。（懲罰規程第6条。規律事案における差別行為の場合を除く（懲罰規程〔別紙1〕3-5））

5. 量刑の検討

事実認定した行為に対する量刑を検討します。

事実認定した行為	懲罰の種類	加重・軽減事由	量刑（決定）

※量刑の決定に係る基本的な考え方

<ul style="list-style-type: none"> ● 違反行為の内容・結果に相当する処分内容とします。 ● 量刑の決定にあたっては、以下の要素等を総合的に考慮します。 <ul style="list-style-type: none"> ・違反行為の態様 ・加害者と被害者の関係性 ・結果の重大性 ・加重または軽減すべき事情の有無及びその内容（懲罰規程11条、12条、別紙3表1参照） ・過去に処分した同種事案に対する処分内容との均衡 ● 【規律】懲罰規程の「〔別紙1〕競技及び競技会における懲罰基準」を参照します。 ● 【裁定】指導に関連した懲罰については、懲罰規程の「別紙3 表1」を基準とします ● 行為内容・結果に対して著しく重い懲罰を科した場合、無効となる恐れがあります。
--

6. JFA 司法機関への報告

以下の懲罰は、都道府県協会等の司法機関にて決定することはできないため、JFA に報告することになります。

（別途定める書式にてご報告ください）

JFA 司法機関による決定が必要な懲罰	<ul style="list-style-type: none"> (1) 6ヶ月以上の出場停止処分、公的職務の停止・禁止・解任又はサッカー関連活動の停止・禁止 (2) 罰金 (3) 没収
---------------------	--

	<ul style="list-style-type: none"> (4) 下位ディビジョンへの降格 (5) 除名 (6) 競技会への参加資格の剥奪 (7) 新たな選手の登録禁止 (8) 観客のいない試合の開催 (9) 前各号に掲げるもののほか、懲罰効果において実質的に前各号のいずれかと同等か又はそれ以上と判断される処分
--	--

7. 被懲罰対象者への通知

都道府県協会等の司法機関で懲罰を決定した場合、以下の事項をすべて定めた通知を被懲罰対象者に行う必要があります。

<ul style="list-style-type: none"> (1) 当事者の氏名（団体の場合は団体名及び代表者名） (2) 代理人があるときは、その氏名及び所属 (3) 懲罰の内容（判断の結論。効力発生日を含む） (4) 判断の理由（必ず、根拠となる条文を記載すること） (5) 作成年月日 (6) 不服申立手続の可否及びその手続きの期限（※）

※不服申立できる懲罰

<ul style="list-style-type: none"> (1) 3試合以上の出場停止処分、公的職務の停止・禁止・解任又はサッカー関連活動の停止・禁止 (2) 2ヶ月以上の出場停止処分、公的職務の停止・禁止・解任又はサッカー関連活動の停止・禁止 (3) 100万円以上の罰金 (4) 下位ディビジョンへの降格 (5) 2点以上の勝点の減点 (6) 没収 (7) 賞の返還 (8) 観衆のいない試合の開催 (9) 中立地における試合の開催 (10) 競技会への参加資格の剥奪 (11) 新たな選手の登録禁止 (12) 除名 (13) 前各号に掲げるもののほか、懲罰効果において実質的に前各号のいずれかと同等か又はそれ以上と判断される処分
--